

沖縄総合事務局における 平成19年度の事故状況について

内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

技術管理課長 たいら まさみつ
平良 正光

1. はじめに

沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港除く）の工事に関係する平成19年度の事故発生件数は24件であり、その内、工事事故と判断されるものは18件であった。

これは、例年の工事事故発生件数が年平均13.2件であることを考えると、約1.4倍となっておりきわめて憂慮すべき事態となった。

その対応として、現場の安全指導、監督等の強化は当然、局としても全受注業者を対象に北部地区と南部地区に分けて緊急安全大会を実施した（写真 1 参照）。

なお、その後、平成20年度（2月末現在）の工

事事故発生件数は11件となっている。

本稿は、平成19年度の事故発生状況と対策について報告する。

2. 事故発生状況

(1) 月別発生件数

月別の事故発生状況は図 1 のとおりであり、11月以降に20件発生し全体の約8割を占めており、工事が集中する下半期に事故が多発している。それを月別に見ると、年末の12月と年度末工期を前に工事の追い込みにかかる2月に突出して発生している。



写真 1

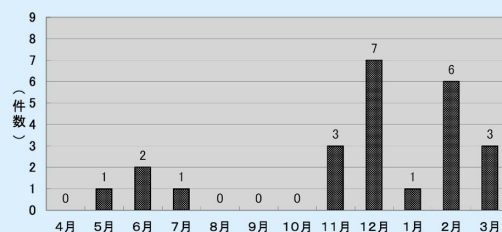


図 1 平成19年度 月別発生件数

(2) 工種別事故発生件数

工種別の事故発生件数は図 2 のとおりであり、それを見ると道路工事 6 件、道路維持修繕13 件となっており、道路工事関連で19件と全体の約 8 割を占めている。なお、河川維持工事 3 件も実質は公道上での事故であり、それを含めると道路に
関係するものは22件となっている。

(3) 分類別事故発生件数

事故分類別の発生件数については、労働災害 5 件 (20%)、物損公衆災害15件 (63%)、もらい事故 4 件 (17%) となっており、物損公衆災害が約 6 割と多い状況にある。なお、労働災害の 5 件では負傷者 5 名となっている。また、公衆災害とも

らい事故でもおのおの 1 名の負傷者が出ている (図 3 参照)。

(4) 分類ごとの形態別事故発生件数

① 労働災害

労働災害を事故形態別で見ると、つまずき 3 件、挟まれ 1 件、倒壊 1 件で負傷が計 5 名出ている。その中でもヒューマンエラー的なつまずきが多い状況にある (図 4 参照)。

② 公衆災害

公衆災害を事故形態別に見ると、埋設物破損が 8 件と最も多く、上物施設破損が 5 件、第三者被害、その他が 1 件であり、負傷者は第三者被害の段差につまずき転倒し、擦り傷、打ち身等の 1 名

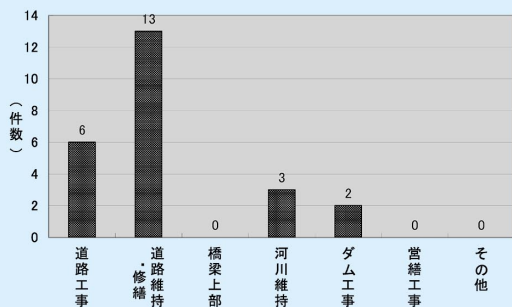


図 2 平成19年度 工種別工事事故発生件数

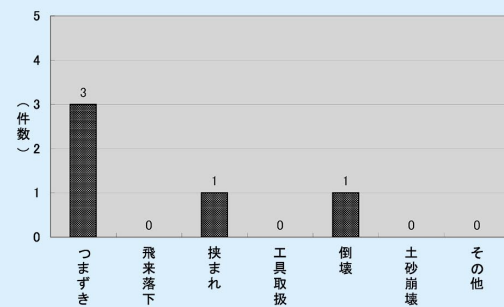


図 4 平成19年度 労働災害の形態別事故発生件数

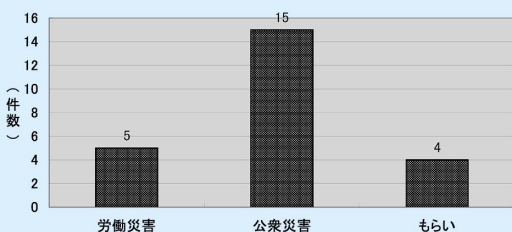


図 3 平成19年度 分類別工事事故発生件数

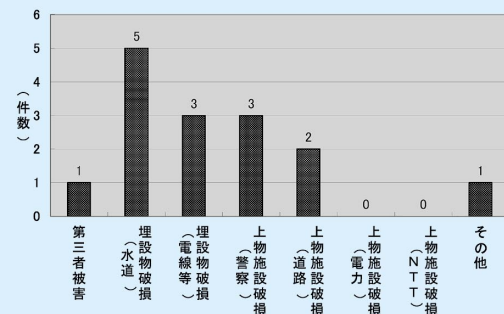


図 5 平成19年度 公衆災害の形態別事故発生件数

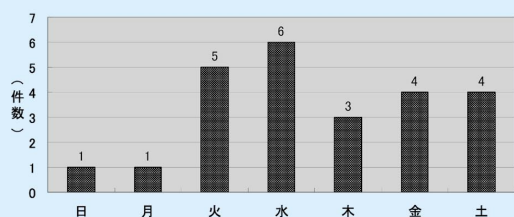


図 6 平成19年度 曜日別工事事故発生件数

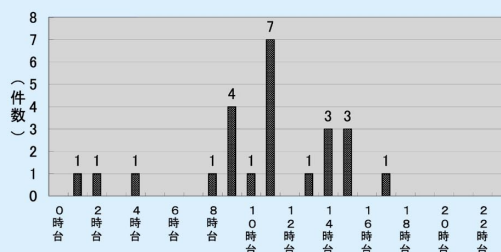


図 7 平成19年度 時間帯別事故発生件数

であった（図 5 参照）。

埋設物破損は、ライフラインとなる水道管や電線管であり、一歩まちがえると住民生活に多大な影響を与える恐れがある。

(5) 曜日別事故発生件数

曜日別発生件数で見ると、火、水曜日と週の中日から週末金、土曜日に事故が発生する傾向にある（図 6 参照）。

(6) 時間帯別事故発生件数

時間帯別事故発生件数で見ると、9時～11時台、特に昼食前の11時と14時～15時台の中だるみのときに事故発生割合が高い傾向にある（図 7 参照）。

3. 事故の分析と対策

(1) 事故の発生データから見た特徴

平成19年度の事故の特徴を整理すると次のとおりである。

- ・事故の発生時期は第3、第4四半期に全体の8割が発生している。なお、過去の実績においては、第3四半期での発生件数は少ない状況であった。

- ・現道での工事が多い道路維持・修繕等の道路関係で約8割を占めている。
- ・事故の分類で見ると公衆災害が約6割を占める。その中でも特に作業員の不注意による事故が多い。
- ・公衆災害では埋設物の破損事故が5割を占めている。
- ・曜日別で見ると週半ばから週末にかけて発生している。なお、過去においては週末と週明けが多かった。
- ・時間帯で見ると昼食前の11時台が最も多くなっている。

(2) 事故原因

事故調査委員会等の分析結果から、主な事故原因は次のとおりである。

- ・現場で足を滑らせたり、物につまずき転倒するなどの作業員の不注意やヒューマンエラー。
- ・施工計画書や作業手順書どおりの施工方法で施工していないことに起因したもの。
- ・第三者施設周辺で機械作業を行う際の指導不足や監視体制の不備に起因したもの。
- ・下請への作業時の安全教育不足により誤った作業に起因したもの。
- ・道路管理者の資料で地下埋設物の明示がなく、

十分な確認を行わないで施工したことに起因したものの。

- ・埋設物の有無を確認せずに施工したことに起因したものの。
- ・工事の規制等の対策を十分に行っているのに第三者の違反等に起因したもの（もらい事故で同じ現場で3回、同様な事故が発生した）。
- ・元請から下請への情報伝達の不備により情報を知らず施工したことに起因したものの。

(3) 事故後の対策

事故発生後に検討して実施した対策は次のとおりである。

- ・社内幹部による週1回の現場での指導，教育を強化する。
- ・作業員へ安全教育や日々の活動で指導を繰り返す。
- ・作業手順書の見直し，再周知徹底等を行う。
- ・安全帯等の安全用具を確実に使用して作業を行う。
- ・埋設物個所の施設管理台帳のみの確認ではなく，施設詳細図での確認を行う。
- ・埋設物については管理者および地域住民を含め現地にて確実に試掘等を行い確認した上で施工する。
- ・埋設物周辺は十分な調査の後，確実に人力施工で行う。
- ・機械等作業で危険が予想される個所への誘導員や監視員の配置の徹底および増員を行う。
- ・より安全面を考慮した交通誘導員の配置や看板等の追加を行い施工する。

- ・第三者が通行する個所での段差を簡易スロープ等で確実に解消する。
- ・作業通路や作業床，昇降設備の設置を行う。
- ・事故発生時の緊急時の連絡体制の徹底を図りすべての情報が迅速に伝わるよう見直す。

4. まとめ

平成19年度は，例年になく事故が多発し，特に下半期に集中したことから，当局としても危機を感じ，局としての緊急安全大会を実施したところである。

一方，個々の事故については，その分析を行い，それに対する対策を検討，実施中のところであり，引き続き事故防止に向けて取り組みを強化していく必要がある。

その中で，多発している物損公衆災害の重点的な対策が必要であり，特に水道，電線等の地下埋設物破損が多いことから，抜本的な対応が求められている。

これらの道路上の埋設物件は占有者なり道路管理者なりが，その位置や形状等を十分に把握しておかなければならない重要なライフラインであり，その調査を施工業者に委ねることには問題もある。

今後，公共施設の維持管理の時代を迎えるに際して，探査レーダ等による既存埋設物件の形状把握や，地下占有物件の形状変化点の座標（標高含む）明示を義務づける等，地下埋設物件の精度の高い状況把握と管理が必要である。